

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の効率性と透明性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針・目的としています。当社をとりまく経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する組織体制の整備と時局に相応した経営システムを構築し経営の客観性と迅速な意思決定を確保すること、企業倫理と遵法を徹底することおよび内部統制システムを整備・強化することを主な課題として取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社豊田自動織機	40,521,000	51.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,637,400	3.32
NDS株式会社	2,072,259	2.61
愛鈴興産株式会社	1,705,150	2.15
MSIP CLIENT SECURITIES 常任代理人モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1,536,000	1.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,494,900	1.88
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL 常任代理人シティバンク銀行株式会社	1,277,500	1.61
いすゞ自動車株式会社	1,274,473	1.60
アイチコーポレーション従業員持株会	1,219,484	1.54
東京海上日動火災保険株式会社	867,568	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社豊田自動織機(上場:東京、名古屋)(コード) 6201

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は株式会社豊田自動織機であり、当社の議決権の52.2%を所有しております。

親会社の企業グループの中での当社の位置付けは、産業車両事業での特装車両の製造および販売を担当しており、親会社の取締役1名が当社の取締役に就任しております。

親会社との営業取引は、当社製品および部品の販売、部品の仕入を行っており、一般的取引条件と同様に価額決定がなされております。

また、親会社が運用する「キャッシュマネジメントシステム」に余剰資金の預け入れをしておりますが、預け入れ金利につきましては、市場金利を勘案した合理的な利息が設定されております。

当社の事業活動につきましては、経営情報の交換、親会社またはその企業グループとの連携を密にしておりますが、事業の棲み分けがなされており、事業活動上の制約はなく、現状、当社独自の経営判断を行っており、親会社からの独立性は十分に確保されていると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 武	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 武	○	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社特別顧問 同社との間で間接的に損害保険などの取引がありますが、取引条件等は、一般取引と同様な取引であります。	見識・人格ともにすぐれ、公正中立の立場から取締役の監視とともに助言・提案がいただけると判断し、社外取締役として選任しております。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	5名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査役と会計監査人の連携状況)

監査役は会計監査人より監査計画、中間・期末監査実施報告を聴取しております。期中には一定の会計監査に立会い、報告を受けております。また、必要に応じて、各種テーマにつき説明を求め懇談しております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

監査役は、内部監査部門の監査計画、監査実施状況について毎月報告を受け、意見交換しております。また、必要に応じて、各種テーマにつき調査状況等の報告を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水野 忠	他の会社の出身者													○
高月重廣	他の会社の出身者													○
古林清	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水野 忠	○	NDS株式会社相談役 同社グループとの間で特装車の販売などの取引がありますが、取引条件等は、一般取引と同様な取引であります。	見識・人格ともにすぐれ、公正中立の立場から監視や提言および助言をいただけると判断し、社外監査役として選任しております。 なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
高月重廣	○	——	見識・人格ともにすぐれ、公正中立の立場から監視や提言および助言をいただけると判断し、社外監査役として選任しております。 なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
古林清	○	——	見識・人格ともにすぐれ、公正中立の立場から監視や提言および助言をいただけると判断し、社外監査役として選任しております。 なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点においては、当社における重要な関心事ではないためです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告に、役員報酬および賞与の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役につきましては、取締役規則に基づき、株主総会において決議された取締役報酬総額の限度内で、個別報酬額を取締役会で決定しております。

監査役につきましては、監査役規則に基づき、株主総会において決議された監査役報酬総額の限度内で、個別報酬額を監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役には、常勤監査役より重要情報の伝達が行われております。また、監査役の下にスタッフを配置し、監査役の職務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会および組織横断的な各種会議体を毎月開催し、重要事項の決定および経営の透明性・健全性の強化を図るための総合的な検討、業務執行状況の監督をしております。さらに、経営に外部視点を取り入れることにより、監督機能を高め、経営の透明性・健全性の強化を図る目的で、社外取締役を1名選任し、独立役員に指定しております。

取締役会は毎月法令および定款に定められた事項ならびに当社および関係会社の重要事項を決定しております。また、経営会議を毎月開催し、取締役会から委任された事項ならびに経営に関する事項を決定しております。

さらに、経営会議では、取締役会で決定された経営基本方針に基づき、業務執行の具体的な方針および計画の策定その他業務執行上の重要事項について審議し、決定すると同時に、決定後の迅速な活動展開のために、執行役員も同席する体制としております。

また、当社は、適正な経営を確保する仕組みとして、監査役制度を採用しております。監査役会を毎月開催し、監査報告など重要事項の協議および決議を行っております。

監査役は、効率的な監査のため、内部監査を担当する「監査室」および「会計監査人」と連携し、適宜報告を受けるとともに必要に応じ追加調査などの対応および取締役会への出席により、取締役の職務の執行の監視をしております。また、会社経営の経験豊富な社外監査役2名、会計専門家である社外監査役1名を選任し、社外監査役3名を独立役員に指定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のとおり、経営監督体制が十分に整い、機能しているとの認識から、当社は現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案について十分な時間を設けて検討して頂くためであります。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催(2回/年)しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて決算短信・アニュアルレポート等を掲載しております。 当社ホームページURL: http://www.aichi-corp.co.jp	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では行動規範を制定し、株主・顧客・取引先・地域等の様々なステークホルダーとの良好な関係を維持するよう役職員に周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	豊田自動織機グループの一員として、環境対応を経営の最重要課題のひとつとして捉え、PDCAのサイクルを着実に廻します。特に重要な課題として、地球温暖化の防止、資源生産性の向上、環境リスクの低減について優先的に取り組みます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に基づき、内部統制の整備に取り組んでおります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 行動指針として「行動規範」を制定し、これを役職員に周知し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提としている。
- (2) コンプライアンス担当取締役を置き、内部統制委員会およびリスク管理委員会のもと、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
- (3) 監査室(内部監査部門)および監査役は、常時連携して、業務の監査結果を交換し、全社のコンプライアンス体制の実現、問題の発見に努める。
- (4) 取締役の職務遂行の適法性を確保するための牽制機能および経営の多様な視点からの意思決定を目的とし、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役を置く。
- (5) 「企業倫理相談窓口制度」などにより、取締役・使用人のコンプライアンスに関する重要事項の早期発見に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。
取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 全社のリスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、リスク管理委員会を設置する。
- (2) リスク管理委員会は、業務に応じて生じるリスクを未然に防止する手続や機構を整備する。
有事の際は迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- (3) リスク管理委員会にて検討された内容は、内部統制委員会のフローに落とし込む仕組みとする。
- (4) 監査室(内部監査部門)は、内部統制の有効性および実際の業務遂行状況につき、全部門を対象に業務監査、遵法監査を年度計画に基づき実施する。監査の結果をトップマネジメントに報告する。
- (5) 適切な資金管理および所定の権限に基づく業務ならびに予算の執行に努める。
- (6) 適正な財務報告の確保および適時適正な情報開示に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- (1) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理を実施している。
 - (2) 取締役会にて定められた職務分掌に基づいて業務を執行し、執行役員は、委任された事項について取締役を効率的に補佐し、迅速な経営判断を可能にしている。

5. 株式会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けると共に、情報交換を行い、コンプライアンス上の課題および効率性の観点からの課題を把握する。
- (2) 当社およびグループ各社における内部統制の体制は、内部統制委員会を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われている。
- (3) グループ企業に監査役を派遣し、監査範囲を業務監査を含めて実施し、当社の監査室(内部監査部門)がグループ企業の内部監査を実施し、コンプライアンス体制づくりを行うとともに、早期の問題発見に努める。
- (4) 当社グループに共通の行動規範を定め、グループ会社の役職員と一体となった遵法意識の醸成を図る。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

専属スタッフを配置し、監査業務を補助し、その人事については、常勤監査役の同意の取得を必要としている。

7. 当社およびグループ会社の取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役の要請に基づき、社内の重要な会議には、監査役の出席を得る体制としている。また、必要に応じた監査役の職務に要する費用を負担する。

取締役および使用人は次に定める事項が生じた場合は、すみやかに監査役に対して報告し、報告者は報告を理由として不利に取り扱われないことを確保する。

- (1) 経営会議で決議された事項。
- (2) 当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項。
- (3) 毎月の経営状況の重要な事項。
- (4) 内部監査およびリスク管理に関する重要な事項。
- (5) 重大な法令・定款違反。
- (6) その他コンプライアンス上重要な事項。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して、業務執行取締役および重要な使用人からヒアリングを実施する機会および代表取締役、監査法人等とそれぞれ定期的に意見交換する機会を保证する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループ各社では、取締役・使用人の行動指針として「行動規範」を定めており、その一つとして反社会的勢力への対応を掲げている。基本的な考え方は、反社会的勢力には毅然とした態度でのぞみ、これらを寄せつけない、こととしている。

具体的には、対応責任部署を明確にし、必要とあれば警察など関係行政機関に相談して適切な措置を講じている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

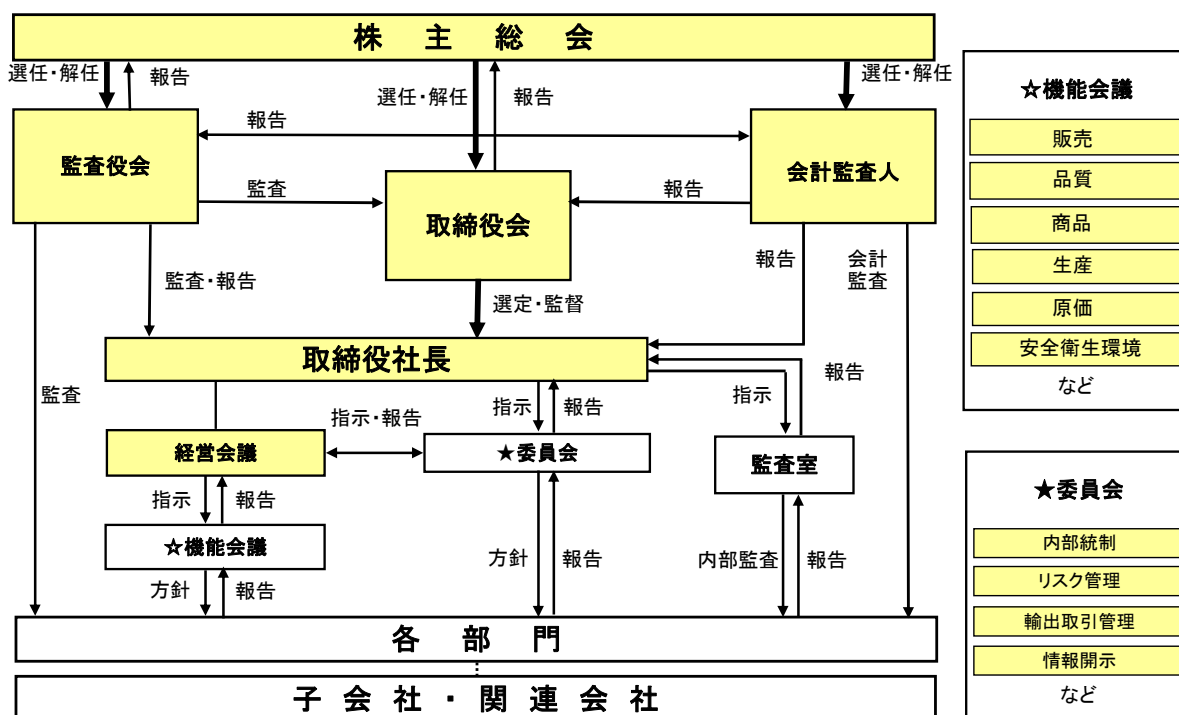
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示に係る社内体制)

当社は適切な適時開示を行うため、情報取扱責任者(管理部門管掌取締役)が情報の収集及び管理を行っております。

情報取扱責任者は、各情報を金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に基づいて開示の適否と開示内容について審査しております。適時開示につきましては、取締役会または取締役社長の承認の上、速やかに行っております。

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制

